

船舶事故調査報告書

平成29年1月19日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	転覆
発生日時	平成28年5月1日 09時15分ごろ
発生場所	神奈川県真鶴町真鶴港南方沖 真鶴港北防波堤灯台から真方位178°850m付近 （概位 北緯35°08.6′ 東経139°08.6′）
事故の概要	プレジャーボートエトー7号は、西進中、転覆した。 エトー7号は、船外機に濡損を生じた。
事故調査の経過	平成28年5月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート エトー7号、5トン未満 241-08413 神奈川、個人所有 3.64m (Lr) × 1.47m × 0.62m、FRP ガソリン機関、14.7kW、昭和61年4月
乗組員等に関する情報	操縦者 男性 25歳 操縦免許 なし
死傷者等	なし
損傷	船外機に濡損（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>本船は、操縦者及び知人2人（以下「同乗者A」及び「同乗者B」という。）が乗船し、平成28年5月1日07時00分ごろ、釣りの目的で真鶴町所在の貸しボート店（以下「本件ボート店」という。）の前面海域から出航した。</p> <p>操縦者は、乗船時から船内に少し海水が溜まっており、出航後、次第に浸水量が増えてきていたので、注意をしていた。</p> <p>同乗者Aは、船内に溜まった海水を、先端を切ったペットボトルを使って汲み出していた。</p> <p>本船は、真鶴港南方沖において、機関を止めて釣りを開始し、同乗者Aが釣りをしながら海水を汲み出していたところ、浸水が止まらず、膝付近まで浸水量が増えたので不安になり、本件ボート店に戻ろうと左旋回して西進中、船首から波を受けて船内に海水が流入し、0</p>

	<p>9時15分ごろ転覆した。</p> <p>操縦者及び同乗者2人は、救命胴衣を着用し、自力で沿岸に泳ぎ着いた。</p> <p>本船は、転覆した付近の沿岸に漂着し、後日、本件ボート店が所有するボートにえい航されて本件ボート店に戻り、船外機に濡損を生じた。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図 参照)</p>
その他の事項	<p>操縦者は、船尾に腰を掛けて船外機を操作していた。</p> <p>操縦者は、乗船時から船内に浸水してきていたので注意をしていたが、本件ボート店が整備しているので大丈夫と思っていた。</p> <p>操縦者、同乗者A及び同乗者Bは、いずれも操縦免許を有していなかった。</p> <p>本船は、船尾船底にドレンプラグ、また、左舷中央部外板の水線付近に生け簀<small>す</small>に海水を通すためのバルブが設置されていた。</p> <p>船体に亀裂、破口等は見当たらなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>不明</p> <p>なし</p> <p>本船は、真鶴港南方沖において、海水が船内に溜まり乾舷が減少した状態となり、帰航しようと左旋回して西進中、船首から波を受けて船内に海水が流入したことから、傾斜して転覆したものと考えられる。</p> <p>本船は、船内に浸水してきていたことから、ドレンプラグ及び生け簀のバルブの閉鎖が不十分であった可能性があると考えられるが、浸水の状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>操縦者は、操縦免許を受有していなかったことから、操縦免許を受有した者が乗船していない状況下で操船してはならなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、真鶴港南方沖において、海水が船内に溜まり乾舷が減少した状態となり、帰航しようと左旋回して西進中、船首から波を受けて船内に海水が流入したため、傾斜して転覆したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドレンプラグ及び水線付近のバルブの閉鎖は確実に実施すること。 ・浸水するなど船体の異常を察知した場合には、出航を控えること。 ・ボートを貸し出す際には操縦免許の受有を確認すること。

付図1 事故発生場所概略図

